

松江市告示第 351 号

松江市地域包括支援センターの設置及び運営に関する要綱（平成 24 年松江市告示第 105 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 20 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
(センターの担当圏域)				(センターの担当圏域)			
第 4 条 センターは、 <u>松江市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画(令和 3 年 3 月策定)</u> に定める日常生活圏域ごとに設置するものとし、その名称、設置場所及び担当圏域は、別表のとおりとする。				第 4 条 センターは、 <u>松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 7 期)(平成 30 年 3 月策定)</u> に定める日常生活圏域ごとに設置するものとし、その名称、設置場所及び担当圏域は、別表のとおりとする。			
2・3 略				2・3 略			
別表(第 4 条関係)				別表(第 4 条関係)			
日常生活圏域	地域包括支援センター及びサテライトの名称	設置場所	担当圏域	日常生活圏域	地域包括支援センター及びサテライトの名称	設置場所	担当圏域
略				略			
松南第 2 圏域	松南第 2 地域包括支援センター	松江市東出雲町 揖屋 <u>1142 番地</u> <u>東出雲支所内</u>	竹矢、八雲、東出雲	松南第 2 圏域	松南第 2 地域包括支援センター	松江市東出雲町 揖屋 <u>1216 番地 1</u> <u>東出雲保健相談センター内</u>	竹矢、八雲、東出雲

附 則

この告示は、令和 4 年 5 月 23 日から施行する。